

石綿含有産業廃棄物の受入に関するお知らせ

受入方法と処分料金が変わります

対象産業廃棄物：石綿含有産業廃棄物及び建設系産業廃棄物(建材等)

変更事項：石綿含有の有無を証する書類提出

運用開始日：**2021年4月1日(木)**

変更内容

- ① 対象産業廃棄物の処分には、**事前申請**が必要です。
申請には、**石綿含有の有無を証する書類**をご提出ください。
 - Ⓐ 大気汚染防止法に基づく工事前の事前調査結果報告書の写し
(監督官庁の受付印のあるもの)
 - Ⓑ 石綿含有分析結果表(濃度計量証明事業者が発行したものに限り)

- ② 事前申請なしでの **即日処分** はできません。
(申請・書類審査は**最短3営業日**、契約締結後処分可能です。)

- ③ 処分単価(税込)

非石綿含有産業廃棄物	石綿含有産業廃棄物
現在の処分単価	18,400円/t

- ④ 石綿含有産業廃棄物の場合、**北九州市外からの発生物は受入不可**
ご搬入の際は、詳細を確認の上、事前に必ずご連絡ください。

ひびき灘開発(株) 響灘事業所

TEL.093-771-3991

